

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分 等		合 計	
		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障 害 者 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 等 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	165,025	25,258	16,636,668	1,524,435	18,326,127	25,258
社	債	1,682,364	256,207	3,700	1,434,455	3,120,518	256,207
預貯金	銀 行 預 金	9,511,620	1,448,482	98,900	530,190	10,140,710	1,448,482
	銀行以外の金融機関の預金	5,240,497	806,068	196,583	2,668,234	8,105,314	806,068
	その他勤務先預金等の利子	2,869,523	439,506	2,501	477	2,872,501	439,506
合同運用信託の収益の分配		24,515	3,736	589	834	25,938	3,736
公社債投資信託の収益の分配等		8,039	1,219	0	1	8,040	1,219
特定公社債等の利子等 (源泉徴収義務特例分)		846,210	129,545	7,790	3,493,559	4,347,559	129,545
小 計		20,347,793	3,110,021	16,946,731	9,652,185	46,946,708	3,110,021
定期積金の給付補てん金等		622,462	95,330	—	31,870	654,332	95,330
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		3,426,146	691,301	230,933	—	3,657,080	691,301
割引債の償還差益		5,357	947	—	—	5,357	947
計		24,401,758	3,897,600	17,177,664	9,684,055	51,263,476	3,897,600

調査対象等： この表は、令和2年2月から令和3年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分等」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて支払われたものも含まれている。
- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 4 「特定公社債等の利子等（源泉徴収義務特例分）」は、租税特別措置法第9条の3の2の規定による、支払の取扱者が所得の支払者に代わって源泉徴収を行い、国に納付する特例分である。
- 5 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益等に係る分離課税等）及び第41条の12の2（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分 等	合 計	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	174,700,406	33,918,176	30,171,788	204,872,195	33,918,176
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	337,623	51,707	23,161	360,784	51,707
源泉徴収選択口座内配当等	22,382,904	3,382,238	—	22,382,904	3,382,238
計	197,420,933	37,352,121	30,194,949	227,615,883	37,352,121

調査対象等： この表は、令和2年2月から令和3年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) 1 「非課税分等」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの、租税特別措置法第9条の8（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）及び租税特別措置法第9条の9（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する非課税分である。

2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	34,983,635	5,357,674

調査対象等： 令和2年2月から令和3年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 、 給 料 、 賞 与	1,436,674,267	50,455,166	9,235,692,523	243,534,473	10,672,366,790	293,989,639
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,037,026	69,083	72,675,243	1,221,013	74,712,269	1,290,096
	計	1,438,711,293	50,524,250	9,308,367,766	244,755,485	10,747,079,059	295,279,735
退 職 所 得		94,138,729	1,108,480	213,461,029	10,598,845	307,599,758	11,707,325
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	—	—	60,614	—	60,614

調査対象等： 給与等の支払者から令和3年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び令和2年2月から令和3年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明： 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 8,287,705	千円 885,118
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	51,545,742	4,825,440
	診療報酬	69,326	6,046
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	20,347,828	1,623,900
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	832,529	110,643
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	12,032,419	852,570
	契約金・賞金	6,613,084	178,117
	小 計	99,728,632	8,481,834
法第203条の2該当（公的年金等）		8,963,584	166,445
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		29,330,352	182,978
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		340,715	7,834
計		138,363,283	8,839,091
災害減税法により徴収猶予したもの		—	92

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、令和3年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び令和2年2月から令和3年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	15,221	1,992
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	272,637	26,494
匿名組合契約に基づく利益の分配	893,711	182,496
給 与 ・ 賞 与 等	2,397,599	469,524
退 職 所 得	32,232	6,582
役 務 の 報 酬	26,446	5,068
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	202,517	21,402
著作権の使用料又はその譲渡による対価	82,822	8,708
貸 付 金 の 利 子	618,333	120,460
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	649,560	131,621
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	6,668,562	691,433
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	1,881,934	409,280
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	850	173
賞 金	995	101
合 計	13,743,419	2,075,335

調査対象等： 令和2年2月から令和3年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。